## 独立行政法人情報処理推進機構参与等に関する規程

制定 平成 29 年 12 月 27 日 2017 情総第 264 号 最終改正 令和 6 年 3 月 21 日 2023 情総企第 767 号 一部改正

- 第1条 理事長は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)の運営に係る 特定の事業及び業務を実施するにあたり、必要があると認めた場合は、参与、特別参与 を委嘱することができる。
- 第2条 参与、特別参与は、理事長が次の各号の一に該当する者のうちから委嘱する。
  - 一機構が行う事業又は経営管理上の効率化及び適正化のために、専門的な知見を有し、 活動をなしうる者
  - 二 機構の特定の事業及び業務に関し造詣が深く、指導的知見を有する者
  - 三 その他理事長が機構の運営にとって必要と認めた者
- 第3条 委嘱の期間は、1年以内とし、その都度理事長が定める期間とする。ただし、事業方針、勤務成績、勤務態度等を総合的に勘案の上、理事長が必要と認める場合は、年齢が満60歳に達した日の属する事業年度の末日まで参与として再委嘱することができる。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、事業方針、勤務成績、勤務態度等を総合的に勘案の上、 理事長が特に必要と認める場合は、年齢が満65歳に達した日の属する事業年度の末日 まで参与として委嘱することができる。
- 3 第1項後段の規定及び前項の規定にかかわらず、事業方針及びその者の能力・資質を 総合的に勘案の上、理事長が特に必要と認める場合は、年齢が満70歳に達した日の属 する事業年度の末日まで特別参与として委嘱することができる。
- 4 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて機構の参与となるために退職し、かつ引き続いて参与となった場合であって、理事長が特に必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、当該参与について、満60歳に達した日以後における最初の三月三十一日を上限として、委嘱又は再委嘱することができる。
- 第4条 参与、特別参与に対し、給与、賞与、業績給及び退職手当を支給することができる。
- 2 前項の給与、賞与、業績給及び退職手当を支給すべき場合及びその額は、その都度理 事長が定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて機構の参与となるために退職し、かつ引き続いて参与となった場合の賞与、業績給及び退職手当

の取扱いは、それぞれ独立行政法人情報処理推進機構役員報酬規程及び独立行政法人情報処理推進機構役員退職手当支給規程の規定を準用するものとする。

第5条 参与、特別参与が出張するときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費は、独立行政法人情報処理推進機構旅費規程(平成16年1月5日 2003情総第78号。以下「旅費規程」という。)別表の区分のうち、参与についてはその格付けに応じて相当する役職員の日当及び宿泊料を適用するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、参与の旅費に関しては、旅費規程の規定を準用するものとする。
- 第6条 参与、特別参与の退職等については、独立行政法人情報処理推進機構職員就業規 則第27条(同条第5号を除く。)から第28条及び懲戒規程の規定を準用する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前から、独立行政法人情報処理推進機構顧問及び参与に関する規程(平成16年1月5日 2003情総第18号)に基づき引き続き委嘱されている参与については、施行日からその委嘱の期間が満了する日までの間、なお従前の例による。

(無期雇用契約)

- 3 有期雇用契約を締結した参与のうち、平成25年4月1日以降に締結された2以上の有期雇用契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この項において同じ。)の契約期間を通算した期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項に規定する通算契約期間に算入しない期間を除く。)が5年を超える者が、理事長に対し、現に締結している有期雇用契約の契約期間が満了する日の30日前までに所定の方法により、当該満了する日の翌日から労務が提供される無期雇用契約の締結の申込みをしたときは、理事長は当該申込みを承諾したものとみなす。
- 4 無期雇用契約を締結した参与の定年は、満60歳に達した日の属する月の末日とする。
- 5 無期雇用契約時既に満60歳に達した日の属する月の末日に達している場合の参与の 定年は、前項の規定にかかわらず、満65歳に達した日の属する月の末日とする。

附 則(平成30年6月29日 2018情総第130号・一部改正) この規程は、平成30年7月1日から施行する。 附 則(令和4年3月30日 2021 情総第660号・一部改正) この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月27日 2022情総第91号・一部改正) この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日 2023 情総企第767号・一部改正) この規程は、令和6年4月1日から施行する。